

平成28年7月25日開催

## 新庄市農業委員会第26回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年7月）議事録

1. 開催日時 平成28年7月25日（月）9時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	佐藤 義一
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	浅沼 玲子
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

#### 4. 欠席した委員（0名）

#### 5. 議事日程

- |       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名                   |
| 日程第 2 | 議案第 116号 農地法第3条の規定による許可申請について     |
| 日程第 3 | 議案第 117号 農地法第4条の規定による許可申請について     |
| 日程第 4 | 議案第 118号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 5 | 議案第 119号 農地法第18条第6項の規定による通知について   |
| 日程第 6 | 議案第 120号 農用地利用集積計画について            |
| 日程第 7 | 報告第 59号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について   |
| 日程第 8 | 報告第 60号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について    |

#### 6. 出席した事務局職員

局長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主事	鈴木 啓太	主事	渡部 瑞姫

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第26回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第26回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に12番の柏倉嘉門委員と16番の吉野昭男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第116号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第116号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1番から八向地区1番までの5件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして7月21日に調査いたしました。△△さんと受け手法人の代表者△△さんは親子であり、同一世帯です。事務局説明のとおり間違いありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区2番につきまして21日に調査いたしました。会社による新規の契約であり、以前も契約していたところで、契約条件の変更はございません。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区3番につきまして21日に調査いたしました。出し手の△△さんは受け手法人の社員であり、事務局説明のとおりで問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区4番につきまして、21日に調査いたしました。△△さんは以前契約しておりましたが、法人になったということで新たに新規の貸し借りの申請であります。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番に関しまして、7月21日に調査確認いたしました。同一世帯での使用貸借権の再設定でありますので、問題ありません。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第116号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第116号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第117号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第117号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。

議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第117号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1番ですが、7月19日に現地確認をし、申請人に聞きとり調査を行いました。転用事由は賃貸アパートの建設です。周辺農地への影響も少ないと言うことで、問題ないと判断いたしました。なお、残地部分は耕作すると言うことで確認しております。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第117号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第117号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第118号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第118号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

20日の日に調査確認したところ、事務局の説明のとおり、なんら問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第118号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第118号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第119号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第119号農地法第18条第6項の規定による通知について、萩野地区3件につきまして、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、21日に調査いたしました。△△さんが会社を作るための解約でありますので、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区2番につきまして、21日に調査いたしました。農地法第3条関連でありまして、これも1番と同様の解約でありまして、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区3番に関しまして、21日に調査確認いたしました。こちらも1番、2番と同様の解約ですので問題ありません。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第119号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第119号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第120号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第120号農用地利用集積計画について、萩野地区3件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定3件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第120号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第120号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、7件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出

については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第60号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第60号農業者年金に関する裁定請求書の確認について、新庄地区2件、八向地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第60号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第60号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第26回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年7月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 柏倉 嘉門

議事録署名委員 吉野 昭男